

5 / 17 (水) の発表

報道発表資料の配付日時 5月17日(水) 10時00分

<p>発表項目 (行事名)</p>	<p>中空知地域公共交通計画(素案)に対する住民意見の募集について</p>
<p>概要</p>	<p>中空知地域公共交通計画(素案)について、中空知地域9市町(芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町)に在住・在勤する方の御意見を広く募集します。</p> <p>1 意見等の募集期間 令和5年5月17日(水)から令和5年6月12日(月)まで</p> <p>2 計画(素案)及び参考資料の入手方法 (1) 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課のホームページへの掲載 (https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/nakasorapubcome.html) ※芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町のホームページからのリンクも設定 (2) 以下の場所での閲覧 ア 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課 (岩見沢市8条西5丁目空知総合振興局内) イ 芦別市総務部企画政策課、赤平市企画課、滝川市総務部企画課、砂川市市民部市民生活課、歌志内市企画財政課、奈井江町総務課、上砂川町企画課、浦臼町総務課及び雨竜町総務課</p> <p>3 意見等の提出先 (1) 郵便の場合 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 空知総合振興局地域創生部地域政策課内 中空知地域公共交通活性化協議会事務局 (2) ファクシミリの場合 0126-25-8144 (3) 電子メールの場合 sorachi.chiseil@pref.hokkaido.lg.jp</p>
<p>参考 (配布資料)</p>	<p>1 住民意見提出手続の意見募集要領 2 中空知地域公共交通計画(素案) 3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ※2については大冊のため、御希望の場合は郵送させていただきますので、下記担当者まで御一報願います。</p>
<p>報道(取材)に当たってのお願い</p>	
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>同時配付 同時レク</p>
<p>担当 (連絡先)</p>	<p>空知総合振興局地域創生部地域政策課 地域政策係長 宗山 暁男 TEL0126-20-0030 地域政策係主事 長田 柊也 TEL0126-20-0030</p>

中空知地域公共交通計画（素案）に対する住民意見提出手続の意見募集要領

令和5年（2023年）5月17日

1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項の規定に基づき、中空知地域公共交通活性化協議会（事務局：北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課）が作成した「中空知地域公共交通計画（素案）」（以下、「計画素案」という。）に対する住民意見提出手続に関する必要な事項を定め、9市町に在住・在勤する方の多様な意見を反映することを目的とする。

2 計画素案の名称

中空知地域公共交通計画（素案）

3 参考資料の名称

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

4 計画素案及び参考資料の入手方法

(1) 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課のホームページへの掲載

(<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/nakasorapubcome.html>)

※芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町のホームページからのリンクも設定

(2) 以下の場所での閲覧

ア 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課
(岩見沢市8条西5丁目空知総合振興局内)

イ 芦別市総務部企画政策課、赤平市企画課、滝川市総務部企画課、砂川市市民部市民生活課、歌志内市企画財政課、奈井江町総務課、上砂川町企画課、浦臼町総務課及び雨竜町総務課

5 意見等を提出できる方

- ・芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町に在住する方
- ・上記以外で、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町に在勤する方

6 意見等の募集期間

令和5年（2023年）5月17日（水）～令和5年（2023年）6月12日（月）

7 意見等の提出方法及び提出先

意見提出にあたっての様式は、別紙の「中空知地域公共交通計画（素案）に対する意見提出様式」によるものとします。なお、様式に記載の事項（住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等の連絡先、ご意見内容）が示されていれば、任意様式も可とします。

- (1) 郵便の場合 ※募集期間の最終日の消印有効とします。
〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
空知総合振興局地域創生部地域政策課内
中空知地域公共交通活性化協議会事務局
- (2) ファクシミリの場合 0126-25-8144
- (3) 電子メールの場合 sorachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

8 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年6月以降に意見募集結果を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「4 計画素案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

9 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、祝日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (5) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

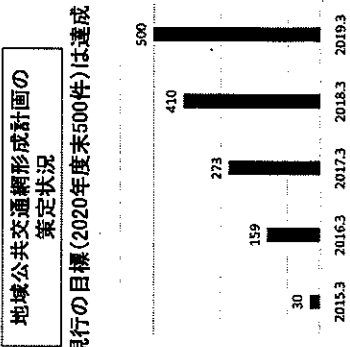
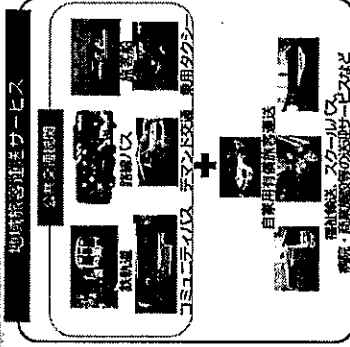
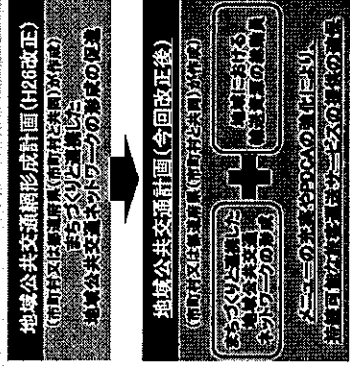
【問い合わせ先】

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課
電話0126-20-0030

国土交通省 持続可能な運送サービス提供の確保を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年11月27日施行)

地域が自らデザインする交通の姿

- 地方公共団体による「地域公共交通計画(マスタープラン)」の作成
 - ・ 地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を努力義務化
 - ・ 国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算配当)
- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクーラーバス等)も計画に位置付け
 - ⇒ バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズ(一しきめ細やかに)に対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・ 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
 - ⇒ テーブルに基づきPDCAを強化
- 地域における協議の促進
 - ・ 乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に通知
 - ・ 通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通の増進実施計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるサービスの提供

- ### 輸送資源の総動員による移動手段の確保
- #### 地域に最適な旅客運送サービスの継続
- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供者を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設
 - ⇒ 従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる旅客運送サービスの継続を実現
- | 実施方針に定めるサービス例 |
|--|
| ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続 (種別・変更含む) |
| ② コミュニティバスによる継続 |
| ③ テランド交通(タクシー車両)による乗合運送(区域運行)による継続 |
| ④ タクシー(乗用車)による継続 |
| ⑤ 自家用有償旅客運送による継続 |
| ⑥ 福祉輸送、スクーラーバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用 |

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
 - ⇒ 運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化
- 地域住民のみならず観光客を含む来訪者も対象として明確化
 - ⇒ インバウンドを含む観光ニーズへの対応

交通事業者が独自に自家用有償旅客運送(市町村等)を実施する際の課題

- ① 運行管理(車両整備管理)に協力
- ② 運行管理(車両整備管理)に協力
- ③ 運行管理(車両整備管理)に協力
- ④ 運行管理(車両整備管理)に協力

期待される効果

- (利用者) 安全、安心な送迎サービスの提供
- (自家用有償運送主体(市町村等)) 観光客の送迎、運行サービスの活用
- (交通事業者) 人手不足の対応、会社員の確保

貨客混載に係る手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「貨客運送効率化事業」を創設
 - ⇒ 旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 「現状」地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや回一貫的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれから、ダイヤ、運賃等の調整は困難
- 「改正案」地域公共交通利便増進事業」を創設
 - ⇒ 路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制乗車回数券」を創設(運賃(通し運賃))等のサービス改善を促進
 - 併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外する特例を創設

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

※MaaS: Mobility as a Service

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する新サービス(サイバースペース)の認定制度を創設
 - ⇒ 交通事業者の運営設定に係る手続をワンストップ化
- MaaSのための協議会制度を創設
 - ⇒ 参加する幅広い関係者の協議・連携を促進

交通インフラに対する支援の充実

(地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法)

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の買付制度の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
 - ・ 地域公共交通活性化再生法に基づき認定を受けた鉄道の整備
 - ⇒ 交通ネットワークを充実
 - ・ 物流総合効率化法に基づき認定を受けた物流拠点(トラックターミナル等)の整備
 - ⇒ 複数の事業者の連携による物流効率化を促進